

特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の  
意見聴取に関する公示

千葉労働局一般公示第1363号

千葉地方最低賃金審議会は、下記最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くので、関係者（関係者の団体を含む）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成29年8月22日までに千葉地方最低賃金審議会（千葉市中央区中央4-11-1千葉第2地方合同庁舎内千葉労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

なお、調査審議を行う産業の範囲及び地域は別紙のとおりである。

平成29年8月2日

千葉労働局長 塚本勝利

記

千葉県調味料製造業最低賃金

千葉県鉄鋼業最低賃金

千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金

千葉県自動車（新車）小売業最低賃金

最低賃金の件名	調査審議を行う産業の範囲	調査審議を行う地域
千葉県調味料製造業最低賃金	調味料製造業(味ぞ製造業を除く)	千葉県の全域
千葉県鉄鋼業最低賃金	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業	千葉県の全域
千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く)、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、生活関連産業用機械製造業(包装・荷造機械製造業を除く)、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、真空機器製造業、他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	千葉県の全域
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・配電用・送電用・電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業	千葉県の全域
千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業(枠を含む)	千葉県の全域
千葉県自動車(新車)小売業最低賃金	自動車(新車)小売業	千葉県の全域